

岩倉市路上喫煙の規制に関する条例 逐条解説（案）

（目的）

第1条 この条例は、路上喫煙の規制について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、喫煙者と非喫煙者とが協力し合い、もって相互が共存できる快適な地域環境の形成を図ることを目的とする。

【解説】

条例の制定目的を明記しています。

路上喫煙に関しては、たばこの火による火傷や吸い殻のポイ捨てによるごみの散乱、副流煙による望まない受動喫煙などの様々な問題が指摘されています。

本条例は、このような諸問題を解決するために路上喫煙について一定のルールを定めることで、喫煙者と非喫煙者が互いに快適で暮らしやすい地域環境を形成することを目的としています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤若しくは通学し、滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 道路等 市内の道路、公園、広場、その他屋外の公共の場所をいう。
- (4) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、若しくは加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。
- (5) 路上喫煙 道路等（専ら喫煙の用に供するため設置された区域を除く。）において喫煙をすることをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内において、車外にたばこの煙を流出させることなく喫煙をすることを除く。

【解説】

- (1) 市内居住者や通勤、通学、買い物、観光等で、市内の区域に滞在したり

通過したりする全ての人を対象としています。

- (2) 市内で事業活動を行う個人又は企業、商店等をいいます。
- (3) 市内の道路や公園、広場をはじめ、屋外にある公有施設やその敷地内を指します。スーパーやコンビニエンスストアの駐車場、集合住宅の共有の広場などの私有地は含みません。
- (4) 喫煙の対象には、一般的な紙巻たばこだけでなく、加熱式たばこや電子たばこも含まれます。また、火のついた紙巻たばこや電源の入った加熱式たばこ、電子たばこを所持することも喫煙行為とみなします。
- (5) 道路等に設置された喫煙所及びドアや窓を閉め切った状態の自動車内における喫煙は、路上喫煙には含まれません。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の規制に関し、広報、啓発その他必要な施策を総合的に実施しなければならない。

【解説】

路上喫煙を規制し、快適な地域環境を形成するうえでは、喫煙者のみならず、非喫煙者も含めた意識の向上と理解の促進が不可欠です。

市は、広報紙や市ホームページ、看板、路面標示などを用いて、広報・啓発活動に積極的に取り組む必要があります。そのほかにも、必要な施策を様々な視点から総合的に実施することを、市の責務として規定しています。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、市が実施する路上喫煙の規制に関する施策に協力しなければならない。

- 2 市民等は、路上喫煙をするときは、他人に迷惑をかけ、又は他人の身体若しくは財産に被害を及ぼすことのないよう努めなければならない。

【解説】

市民等は、市が実施する施策に協力することとしています。

特に、喫煙者に対しては、路上喫煙におけるマナーについて、他人に迷惑をかけたり、他人の身体や財産に被害を及ぼしたりすることのないよう努めることを求めています。具体的には、周囲に他人がいる、または他人が通行するこ

とが予測できる状況での歩きたばこや、自転車や原動機付自転車に乗りながらの喫煙、携帯用の吸い殻入れを使用しない路上喫煙などをしないよう努めなければなりません。

なお、多くの公有施設において、敷地内の喫煙が禁じられています。このような場合は、周囲の状況に関わらず、施設の定めるルールや規則に従わなければなりません。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市が実施する路上喫煙の規制に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、路上喫煙の規制について、市民等に対する意識の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

市民等と同様に、事業者についても市が実施する施策に協力することとしています。

条例の目的を理解し、市民等に向けた周知・啓発活動や従業員に対する指導など、路上喫煙の規制に関して、積極的・自発的な取り組みに努めることを求めています。

(路上喫煙禁止区域の指定等)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要があると認める区域を、路上喫煙の禁止区域（以下「路上喫煙禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定するときは、あらかじめ当該区域の住民、事業者及び関係団体の意見を聴くものとする。

3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又は指定を解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を変更し、又は指定を解除する場合について準用する。

【解説】

例えば、岩倉駅周辺は、通勤・通学等で鉄道を利用する人を中心に、一日を通して多くの人々が往来します。このような人通りの多い区域では、他人に迷惑をかけたり、他人の身体や財産に被害を及ぼしたりすることなく路上喫煙をすることは困難です。

このため、市長は、路上喫煙を特に規制する必要があると認める区域を「路上喫煙禁止区域」として指定できるようにしています。その際には、あらかじめ当該区域の住民や関係団体の意見を聴取するものとしています。

また、路上喫煙禁止区域を広く周知するため、告示することを義務付けています。

なお、必要に応じて、路上喫煙禁止区域を変更し、又は指定を解除できるようにしています。その際には、指定するときと同様にあらかじめ当該区域の住民や関係団体の意見を聴取し、周知のため告示することとしています。

(路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第7条 市民等は、路上喫煙禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。

【解説】

路上喫煙禁止区域内における一切の路上喫煙を禁止するものです。

ただし、第2条第5項において、区域内に設置された喫煙所は道路等には含まないと定義していることから、喫煙所における喫煙は、路上喫煙に該当せず禁止とはなりません。

(指導)

第8条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を是正するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

【解説】

路上喫煙禁止区域内で路上喫煙をしている者に対して、喫煙の中断や喫煙所への移動など、必要な指導をすることができるとしています。その際には、違反行為を正すだけでなく、本条例の目的を理解し、協力してもらうことが重

要です。

指導は、主に市の職員によって行うことを想定しています。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

【解説】

この条例に規定する事項の他、条例の施行に関して必要な事項は、施行規則で定めることを規定しています。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、同年12月1日から施行する。

【解説】

本条例の効力が発生する日を規定しています。

なお、第8条については、違反者に対する行政上の措置を規定するものであり、一定の周知期間を確保する必要があることから、施行日を遅らせることとされています。